

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和2年2月25日（令和2年（行個）諮問第25号）

答申日：令和3年3月25日（令和2年度（行個）答申第185号）

事件名：本人の労災事故に係る安全衛生指導復命書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「平成27年特定日の審査請求人の労災事故に当たり、特定労働基準監督署が特定法人特定事業場に入り調査した際に作成した安全衛生指導復命書及び添付書類」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の3欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和元年8月29日付け宮労発基0829第9号により宮城労働局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 審査請求書

行政文書の「開示」が、ほぼ黒塗りに当たるとは思えない。

不開示理由の例外に当たる、人の生命、健康、生活、財産を保護するための情報に当たる。

(2) 意見書1

ア 文書1⑤及び⑫、4②並びに5の法14条2号該当性について

諮問庁は、当該部分について、審査請求人以外の本件災害に係る関係者の氏名等の個人に関する情報が記載されており、当該個人を識別することができる情報又は開示することによりその権利利益を害するおそれがある情報として、法14条2号に該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないとしている。

しかし、審査請求人以外の個人の識別をすることができる情報は別

として、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるとしている部分については、当該個人の氏名等が不開示とされれば、被聴取者はそもそも特定されないわけであるし、当該部分は、審査請求人が労災事故により受けた損害等に密接に関係する情報であるから、法14条2号ただし書口に該当し、開示することが相当である。

イ 文書1⑤、⑥、⑩及び⑫の法14条3号イ該当性について

諮問庁は、当該部分について、本件災害に関する法人の情報や組織又は運営上の秘密事項に係る情報等が記載されており、開示された場合、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとし、法14条3号イに該当するとしている。

しかし、仮に法14条3号イに該当するとしても、審査請求人が労災事故により受けた損害等に密接に関係する情報であるから、同号ただし書に該当し、開示することが相当である。

ウ 文書1⑤、⑧及び⑫並びに5の法14条3号ロ該当性について

諮問庁は、当該部分について、法人等から提供された図面や写真等、行政機関の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供されたものが記載されており、法14条3号ロに該当するとしている。

しかし、そもそもこれらの文書が開示しないと条件で任意に提供されたものとは考えにくく、ましてその全部にそのような条件があったとは考えられない。仮に法14条3号ロに該当するとしても、審査請求人が労災事故により受けた損害等に密接に関係する情報であるから、同号ただし書に該当し、開示することが相当である。

エ 文書1②ないし⑥、⑧及び⑬、3並びに5の法14条7号柱書き該当性について

諮問庁は、当該部分には、本件災害に関し事業者が行った内部調査及び特定監督署の災害調査で明らかにされた事項等が記載されているとする。そして、これが開示された場合、労働基準行政機関に対する信頼感や調査担当者との信頼関係が損なわれ、関係者が調査に協力的でなくなるなど、労働基準行政機関が労働災害発生原因の解明に必要な正確かつ具体的な情報を十分に得ることができなくなり、労働災害の防止に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとして、法14条7号柱書きに該当するとしている。

この理由は、諮問庁が追加したものであるが、労働基準監督署（以下「監督署」という。）が労働災害の調査を行った際には、いつでもあり得る事態であり、抽象的な危惧を述べているにすぎない。もしそのような理由で法14条7号柱書きにより不開示とされれば、労働災害調査に関する情報は、全て不開示とされかねず、不当である。本件対象保有個人情報について具体的なおそれを指摘したものではなく、

同号柱書きに該当せず、開示することが相当である。

オ 文書1①ないし⑥及び⑧ないし⑬，2①ないし③，3並びに5の不
開示に関する法14条7号イ該当性について

諮問庁は、当該部分について、本件災害の災害調査で明らかにされた調査事項とそれに伴う行政内部の意思形成過程に関する情報が記載されており、これが開示された場合、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は事業者の法令の不遵守若しくは労働安全衛生管理に係る不適当な行為を助長するおそれがあるとして、法14条7号イに該当するとしている。

しかし、上記の理由は、上記エと同様、監督署が労働災害の調査を行った際にいつでもあり得る事態であり、抽象的な危惧を述べているにすぎない。もしそのような理由で法14条7号イにより不開示とされれば、労働災害調査に関する情報は、全て不開示とされかねず、不当である。本件対象保有個人情報について具体的なおそれを指摘したものではなく、同号イに該当せず、開示することが相当である。

カ 上記ア及びイについては仮に法14条2号ただし書口及び3号ただし書に該当しない部分が存するとしても、また、上記ウないしオについては仮に同条3号口，7号柱書き及びイに該当する部分が存するとしても、全部不開示は不当であり、可能な限り開示するべきである。

(3) 意見書2（補充理由説明書に対する意見）

ア 文書2④の法14条3号イ該当性について

諮問庁は、当該部分は法人の印影であるとして、法14条2号ではなく、これを開示すると、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとして、同条3号イに該当するとしている。

しかし、法人の印影というだけで法14条3号イに該当するとはいえないし、仮に当該部分が同号イに該当するとしても、基本的に審査請求人が受けた労災事故に関する会社の対応に関係するものであって、本件労災事故により審査請求人が受けた損害等に密接に関係する情報であるから、同号本文ただし書に該当し、開示することが相当である。

イ 文書4②の法14条3号イ該当性について

諮問庁は、当該部分について、当該頁の右側の部分には法人の情報が記載されており、上記アと同様の理由により、法14条2号に加えて、同条3号イにも該当するとしている。（当該部分の法14条2号該当性に関しては、意見書1（上記（2）ア）で述べた。）

しかし、当該部分については、そもそも法14条3号イに該当するか疑問であり、仮に該当するとしても、基本的に審査請求人が受けた労災事故に関する会社の対応に関係する情報であって、本件労災事故により審査請求人が受けた損害等の情報に密接に関係するものである

から、同号本文ただし書に該当し、開示することが相当である。

なお、仮に当該部分に法14条3号イに該当する部分が存するとしても、全部不開示は不当であり、可能な限り開示するべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明は、理由説明書及び補充理由説明書によると、おおむね以下のとおりである（補充理由説明書による訂正部分は、下記3（3）ア及びイにおいて、文書2④の不開示情報該当性を法14条2号から同条3号イに改め、文書4②の不開示情報該当性に同号イを追加したことであり、いずれも下線部で示している。）。

1 本件審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、令和元年8月8日付けで処分庁に対し、法の規定に基づき本件対象保有個人情報の開示請求を行った。
- (2) これに対して処分庁が一部開示の原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、令和元年11月28日付け（同月29日受付）で本件審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件対象保有個人情報について、適用条項として法14条7号柱書きを追加した上で、原処分における不開示部分の一部を新たに開示することとし、その余の部分については、不開示とすることが妥当であるとする。

3 理由

(1) 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報が記録された文書は、審査請求人が被災した平成27年特定日に発生した労働災害（以下「本件災害」という。）に関連して、特定監督署が調査を行った際に作成された文書であり、具体的には、別表の1欄に掲げる文書1ないし文書5の各文書である。

(2) 安全衛生指導復命書について

安全衛生指導復命書とは、事業場に対して安全衛生に関する指導・調査を行った担当官が、その所属する労働基準監督署長に指導・調査結果を復命するため、事業場ごとに作成される文書である。

死亡災害又は重大災害等の重篤な労働災害が発生した場合に作成される災害調査復命書は、その対象となる災害の程度が異なること、災害発生の有無に関わりなく作成される場合があることなどにより区別される。

(3) 不開示情報該当性について（別表の2欄に掲げる部分）

ア 法14条2号該当性

文書1⑤、⑦及び⑩、4②並びに5には、本件災害に係る関係者の氏名等の審査請求人以外の個人に関する情報が記載されている。これらは、審査請求人以外の特定の個人を識別することができる情報又は開示することにより当該特定の個人その権利利益を害するおそれがある。

る情報である。このため、当該部分は、法14条2号本文に該当し、かつ、同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないことから、不開示とすることが妥当である。

イ 法14条3号イ該当性

文書1⑤、⑥、⑦、⑩、⑫及び⑬、2④、3、4②並びに5には、本件災害に関する法人の情報や組織又は運営上の秘密事項に係る情報が記載されている。当該部分は、これを開示すると、当該法人等の権利・競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条3号ロ該当性

文書1⑤、⑧及び⑫並びに5には、法人等から提供された図面や写真等、行政機関の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供された情報が記載されている。これらは、法14条3号ロに該当し、不開示とすることが妥当である。

エ 法14条7号柱書き該当性

文書1②ないし⑥及び⑧ないし⑬、3並びに5には、本件災害に関し事業者が行った内部調査及び特定監督署の災害調査で明らかにされた事項等が記載されている。

災害調査の目的は、災害発生原因の究明と同種災害の再発防止策の策定である。この目的達成のためには、多数の関係者等から正確な事実の説明や関係資料の提供、事故現場の保全・再現等について理解と協力を得ることが必要不可欠であるが、災害関係者等が災害調査に自発的に協力するのは、災害調査の重要性の理解に加え、情報提供等の調査への協力内容が、当該災害調査の目的のみに用いられ、労働基準行政機関はこれら職務上知り得た秘密を第三者に漏らさないという、労働基準行政機関に対する信頼感や、調査担当官との信頼関係が前提として存在するからである。

仮に当該部分が開示された場合、このような信頼感や信頼関係が失われ、関係者が調査に協力的でなくなり、労働基準行政機関が労働災害発生原因の解明に必要な正確かつ具体的な情報を十分に得ることができなくなることで、労働災害の防止に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。このため、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

オ 法14条7号イ該当性

文書1①ないし⑥及び⑧ないし⑬、2①ないし③、3並びに5には、本件災害の災害調査で明らかにされた調査事項とそれに伴う行政内部の意思形成過程に関する情報が記載されている。

これらの情報を突き合わせ、総合的に分析・判断することによって、

本件災害の発生状況等及び災害内容に対する行政上の措置から、労働基準行政機関の法令違反等に伴う措置基準が明らかとなる。これにより、措置基準に合致する労働災害については、当該災害が明らかにならないように、現場保存を怠るなど調査に協力しなくなり、また、合致しない労働災害については、行政から指導されるおそれがないとの考えを生み、労働災害の再発防止に真剣に取り組まなくなるなどのおそれがある。

このため、当該部分は、これを開示することにより、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は事業者の法令の不遵守若しくは労働安全衛生管理に係る不適当な行為を助長するおそれがあることから、法14条7号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

(4) 新たに開示する部分について

文書4①は、法14条各号に定める不開示情報に該当しないため、新たに開示することとする。

4 審査請求人の主張に対する反論について

審査請求人は、審査請求書（上記第2の2（1））において、「人の生命、健康、生活、財産を保護するための情報にあたる」と主張し、不開示部分の開示を求めているが、法に基づく開示請求に対しては、上記3（3）のとおり、保有個人情報ごとに法14条各号に基づいて開示・不開示を適切に判断しているものであり、審査請求人の主張は、上記諮問庁の判断に影響を及ぼすものではない。

5 結論

以上のとおり、本件審査請求については、適用条項として法14条7号柱書きを追加した上で、原処分における不開示部分のうち上記3（4）に掲げる部分を新たに開示することとし、その余の部分については、原処分を維持して不開示とすることが妥当であるものとする。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|-----------|-------------------|
| ① | 令和2年2月25日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年3月11日 | 審議 |
| ④ | 同月30日 | 審査請求人から意見書1を收受 |
| ⑤ | 令和3年2月9日 | 本件対象保有個人情報の見分及び審議 |
| ⑥ | 同月17日 | 諮問庁から補充理由説明書を收受 |
| ⑦ | 同年3月9日 | 審査請求人から意見書2を收受 |
| ⑧ | 同月18日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、法14条2号、3号イ及びロ並びに7号イに該当するとして、不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は原処分の取消しを求めている。

これに対して、諮問庁は、諮問に当たり、原処分における不開示部分のうち一部を新たに開示することとするが、その余の部分については、法14条2号、3号イ及びロ並びに7号イ及びイに該当するとして、不開示とすることが妥当であるとしていたが、当審査会事務局職員をして改めて確認させたところによると、諮問庁は、文書1③「安全衛生指導重点対象区分」欄（不開示部分は業種コードの部分）について、原処分において開示されている同欄記載の業種名に対応しており、同号イ及びイのいずれにも該当しないことから、更に開示するとのことである。

このため、以下、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分（原処分における不開示部分のうち上記第3（4）に掲げる部分及び文書1③を除く部分）の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

（1）開示すべき部分（別表の3欄に掲げる部分）について

ア 通番1及び通番13ないし通番15

当該部分は、安全衛生指導復命書及び労働者死傷病報告の欄外記載の一部であるが、原処分において開示されている情報から推認できる内容であり、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

このため、当該部分は、これを開示しても、労働基準監督機関が行う監督指導に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条7号イに該当せず、開示すべきである。

イ 通番2、通番8及び通番10

当該部分は、安全衛生指導復命書の「指導種別」欄の記載であるが、原処分において開示されている情報と同じ内容であり、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

このため、当該部分は、これを開示しても、労働基準監督機関が行う安全衛生指導の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、同機関が行う監督指導に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条7号イ及びイのいずれにも該当せず、開示すべきである。

ウ 通番４，通番１１（１）及び通番２０

当該部分は、安全衛生指導復命書の「参考事項・意見」欄及び添付書類の記載の一部である。当該部分は、審査請求人が被災した労働災害に直接関連する内容等を記載した部分並びに特定法人の安全及び衛生に関する規程であり、法１４条２号に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であるとは認められない。

当該部分のうち、通番２０の２４頁表の右欄及び３０頁の表の中央欄の記載内容は、特定法人が審査請求人から聴取した内容であり、安全及び衛生に関する規程については、就業規則の一部として労働基準法１０６条により労働者に対する周知義務がある。その余の部分については、通番２０に係る上記の記載内容及び原処分において開示されている情報から推認できる内容であるか、又は安全衛生指導に関する事務的な内容が記載されているにすぎないことから、当該部分は、いずれも審査請求人が知り得る情報であると認められる。

このため、当該部分は、これを開示しても、特定法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、労働基準監督機関が行う安全衛生指導の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ及び同機関が行う監督指導に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとも認められない。また、被災当時、当該法人の従業員であった審査請求人に対して開示しないという条件を付すことが、当該情報の性質等に照らして合理的であるとも認められない。

したがって、当該部分は、法１４条２号、３号イ及びロ並びに７号柱書き及びイのいずれにも該当せず、開示すべきである。

エ 通番５，通番９及び通番１２

当該部分のうち通番５（（１）に限る。）及び通番９は、安全衛生指導復命書の「No.」欄及び「確認までの間」欄であるが、原処分において開示されている情報から推認できる内容又は空欄であり、特定法人について有意の記載があるとは認められない。その余の部分は、安全衛生指導復命書の「違反法条項・指導条項等」欄及びその添付書類である特定法人に交付された文書の記載の一部であるが、審査請求人が被災した労働災害に直接関連する内容の記載であり、原処分において開示されている情報及び上記ウで開示すべきとした部分から容易に推認できる内容であることから、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

このため、当該部分は、これを開示しても、特定法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、労

働基準監督機関が行う安全衛生指導の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ及び同機関が行う監督指導に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条3号イ並びに7号柱書き及びイのいずれにも該当せず、開示すべきである。

オ 通番7

当該部分は、安全衛生指導復命書の「別添」欄の一部であるが、原処分において開示されている情報と同様の内容及び上記ウで開示すべきとした部分から容易に推認できる内容であり、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

このため、当該部分を開示しても、労働基準監督機関が行う安全衛生指導の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、同機関が行う監督指導に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとも認められない。また、当該部分は、行政機関からの要請を受けて特定法人から提供された情報であるとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条3号ロ並びに7号柱書き及びイのいずれにも該当せず、開示すべきである。

カ 通番11(2)

当該部分は、安全衛生指導復命書に貼られた特定法人の複数の職員の名刺の一部である。当該部分は、不開示とされている特定の個人の職氏名等と一体として、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、このうち当該部分は、審査請求人が知り得る情報であると認められることから、同号ただし書イに該当すると認められる。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、また、上記ウと同様の理由により、同条3号イ及びロ並びに7号柱書き及びイのいずれにも該当せず、開示すべきである。

キ 通番17

当該部分は、労働者死傷病報告の関連様式であるが、特定監督署名及び特定法人名の記載があるのみで、その余の部分は空欄であり、特定法人について有意の記載があるとは認められない。

したがって、当該部分は、上記エと同様の理由により、法14条3号イ並びに7号柱書き及びイのいずれにも該当せず、開示すべきである。

ク 通番 19

当該部分は、特定法人の組織図の一部であるが、法14条2号に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であるとは認められない。

また、当該部分は、特定事業場を含む特定法人の各事業場の名称及び社員の雇用区分の名称にすぎず、当該法人の職員である審査請求人が知り得る情報であると認められる。

このため、当該部分を開示しても、特定法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号及び3号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(2) その余の部分(別表の3欄に掲げる部分を除く部分)について

ア 法14条2号及び3号イ該当性について

(ア) 通番6及び通番19(左側の図表に限る。)

当該部分のうち、通番6は安全衛生指導復命書の「面接者職氏名」欄に記載された特定法人職員の職氏名であり、通番19は組織図の左側の図表に記載された当該法人職員の所属部署及び職氏名である。

これらは、それぞれ法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められない。

次に、法15条2項による部分開示について検討すると、当該部分は、個人識別部分であることから、部分開示の余地はない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、同条3号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番19(上記(ア)を除く。)

当該部分は、組織図の右側の表部分であり、特定法人の各事業場(店舗及び本部部署)別の雇用形態別職員数が記載されており、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

このため、当該部分は、これを開示すると、特定法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ 法14条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書き及びイ該当性について

(ア) 通番4及び通番11(下記(イ)を除く。)

当該部分は、安全衛生指導復命書の「参考事項・意見」欄の一部であり、特定監督署の調査内容及び対応方針が記載されている。当該部分は、同監督署の調査手法・内容が明らかとなる情報であると

認められ、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

このため、当該部分は、これを開示すると、労働基準監督機関が行う監督指導に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号イに該当し、同条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番11のうち頁右下部分

当該部分は、安全衛生指導復命書の「参考事項・意見」欄に貼られた特定法人の複数の職員の名刺の一部である。当該部分には、特定の個人の職氏名、電話番号（代表電話番号を除く。）、FAX番号、携帯電話番号及びメールアドレスが記載されている。これらは、それぞれ一体として法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報に該当し、同号ただし書きないしハのいずれにも該当する事情は認められない。

次に、法15条2項による部分開示について検討すると、当該部分は、個人識別部分であることから、部分開示の余地はない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、同条3号イ及びロ並びに7号柱書き及びイについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(ウ) 通番20

当該部分は、添付書類の記載の一部であり、特定法人の違反法条項又は指導事項、是正月日、是正状況、安全衛生への取組等が記載されており、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

このため、当該部分は、これを開示すると、当該法人の信用を低下させるなどにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、同条2号、3号ロ並びに7号柱書き及びイについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条3号イ該当性について

通番16は、労働者死傷病報告に押印された特定法人の印影である。当該印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものであり、かつ、これにふさわしい形状のものであると認められる。

したがって、当該部分は、上記ア（イ）と同様の理由により、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

エ 法14条3号イ並びに7号柱書き及びイ該当性について

(ア) 通番5, 通番9及び通番12(下記(イ)を除く。)

当該部分は、安全衛生指導復命書における特定法人に係る「違反法条項・指導事項等」欄及び「是正期日・改善期日(命令の期日を含む)」欄の記載、添付書類に記載された特定法人の労働安全衛生関係法令違反等に係る指摘及び指導内容並びに特定事業場の内部管理情報である。当該部分は、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

したがって、当該部分は、上記イ(ウ)と同様の理由により、法14条3号イに該当し、同条7号柱書き及びイについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番12(b部分に限る。)及び通番18

当該部分について、諮問庁は、審査請求人を本人とする保有個人情報とした上で、法14条3号イ並びに7号柱書き及びイに該当する旨説明するので、以下検討する。

当該部分のうち通番12は、安全衛生指導復命書の「是正確認」欄のうち表頭部分及び是正確認のための押印欄を除いた確認方式欄であり、業務処理上必要な情報であって、被災労働者を識別することができることとなる情報であるとは認められない。

また、当該部分のその余の部分は、添付書類の一部であり、審査請求人以外の複数の特定の個人に係る労働災害の状況、内容等を取りまとめた文書であり、それぞれ記載された個人を本人とする別個の保有個人情報であると認められる。

このため、当該部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するとは認められない。

したがって、当該部分を不開示としたことは、結論において妥当である。

オ 法14条3号ロ並びに7号柱書き及びイ該当性について

通番7は、安全衛生指導復命書の「別添」欄の一部であり、特定の文書名が掲げられている。当該部分は、特定監督署の調査手法・内容が明らかとなる情報であり、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

したがって、当該部分は、上記イ(ア)と同様の理由により、法14条7号イに該当し、同条3号ロ及び7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

カ 法14条7号柱書き及びイ該当性について

通番2及び通番3は、安全衛生指導復命書の「完結区分」及び「署長判決」の各欄の記載であり、特定監督署の調査手法・内容が明らか

となる情報であると認められ、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

したがって、当該部分は、上記イ（ア）と同様の理由により、法14条7号イに該当し、同号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人の主張について

(1) 審査請求人は、審査請求書及び意見書（上記第2の2（1）及び（2）アないしウ）において、諮問庁が法14条2号及び3号に該当するとして不開示を維持すべきとする部分について、同条2号ただし書口及び同条3号ただし書の「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」に該当する旨を主張しているものと解される。

しかしながら、上記2（2）において当審査会が法14条2号及び3号イに該当することから不開示とすることが妥当と判断した部分については、これを開示することによる利益が、これを開示しないことにより保護される利益を上回るとは認められないことから、審査請求人の主張を採用することはできない。

(2) 審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号、3号イ及びロ並びに7号イに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁が同条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書き及びイに該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の通番12（b部分に限る。）及び通番18に掲げる部分（以下、併せて「非該当部分」という。）は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しないと認められるので、不開示としたことは結論において妥当であり、非該当部分及び別表の3欄に掲げる部分を除く部分は、同条2号、3号イ及び7号イに該当すると認められるので、同条3号ロ及び7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることは妥当であるが、同欄に掲げる部分は、同条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書き及びイのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

（第3部会）

委員 高野修一、委員 久末弥生、委員 葭葉裕子

別表 不開示情報該当性

1 文書番号，対象書名及び頁		2 諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分等			3 2 欄のうち開示すべき部分	
		該当箇所	法14条各号該当性等	通番		
文書 1	安全衛生指導復命書	1	① 標題右の不開示部分	7号イ	1	全て
			② 「完結区分」欄及び「指導種別」欄	7号柱書き及びイ	2	「指導種別」欄
			③ 「安全衛生指導重点対象区分」欄	新たに開示	—	—
			④ 「署長判決」欄	7号柱書き及びイ	3	—
			⑤ 「参考事項・意見」欄不開示部分	2号，3号イ及びロ，7号柱書き及びイ	4	1行目1文字目ないし2行目3文字目，11文字目ないし最終文字
			⑥ 「No.」，「違反法条項・指導事項等」，「是正期日・改善期日（命令の期日を含む）」及び「確認までの間」の各欄	3号イ，7号柱書き及びイ	5	(1) 「No.」欄，「確認までの間」欄 (2) 「違反法条項・指導事項等」6枠目
			⑦ 「面接者職氏名」欄	2号，3号イ	6	—
			⑧ 「別添」欄	3号ロ，7号柱書き及びイ	7	全て（左端から4つ目の文書名を除く。）
		2	⑨ 「指導種別」欄	7号柱書き及びイ	8	全て
			⑩ 「No.」，「違反法条項・指導事項等」，「是正期日・改善期日（命令の期日を含む）」及び「確認までの間」の各欄	3号イ，7号柱書き及びイ	9	「No.」欄，「確認までの間の欄」欄
		3	⑪ 「指導種別」欄	7号柱書き及びイ	10	全て
			⑫ 「参考事項・意見」欄	2号，3号イ及びロ，7号柱書き及びイ	11	(1) 15行目8文字目ないし16行目39文字目 (2) 右下部分の会社ロゴマーク，会社名，同住所，

						代表電話番号及びURL
		4ないし7	⑬ a 不開示部分の全て（bを除く。）	3号イ，7号柱書き及びイ	12	5頁1行目ないし13行目（12行目日付数字部分を除く。），14行目44文字目ないし16行目，最下欄の欄名，年月日部分
			⑬ b 4頁「是正確認」欄不開示部分			—
文書2	労働者死傷病報告	8	① 標題右の不開示部分	7号イ	13	全て
			② 工事名欄横の不開示部分	7号イ	14	全て
			③ 受付印左上の不開示部分	7号イ	15	全て
			④ 事業者職氏名横の不開示部分	3号イ	16	—
文書3	添付書類	9ないし21	9頁	3号イ，7号柱書き及びイ	17	全て
			上記を除く全て		18	—
文書4	組織図	22	① 標題，開示請求者の所属部署及びその役職者氏名	新たに開示	—	—
			② ①を除く不開示部分	2号，3号イ	19	右側の表の標題（日付を含む。），表頭のうち雇用形態の行，表側
文書5	添付書類	23ないし49	全て	2号，3号イ及びロ，7号柱書き及びイ	20	24頁2行目3文字目ないし最終文字，3行目1文字目ないし38文字目，4行目16文字目ないし最終文字，表の表頭，左欄4行目，6行目ないし8行目，中央欄4行目，右欄10行目ないし13行目，表の欄外下8行目ないし最終行（法人印影を除く。），受付印，27頁ないし29頁，30頁1行目，2行目，表の表頭，左欄1枠目，中央欄1枠目2行目ないし最終行

（注）

- 1 文書1⑬は，諮問庁による追加の開示部分である（本文第5の1）。
- 2 該当箇所の表記について，一部当審査会事務局において整理した。